



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年 4月14日金曜日 第1751号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更..... 319  
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... 319  
 大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要..... 320  
 市営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧..... 320  
 土地改良事業の計画の変更の認可..... 320  
 新たな土地改良事業の施行の認可（6件）..... 320  
 市営土地改良事業の施行の同意..... 321  
 市営土地改良事業の計画の変更等の同意..... 321  
 解除予定保安林..... 321  
 兼用工作物の管理の方法について..... 321  
 基本測量の実施の通知..... 321  
 道路の区域変更（県道砥部伊予松山線）..... 321  
 道路の供用開始（ " " ）..... 322  
 道路の供用開始（県道松山川内線）..... 322  
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）..... 322  
 道路の位置の指定..... 322

### 監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表（2件）..... 322

### 教 育 委 員 会 規 則

技能労務職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則... 323

## 告 示

### ○愛媛県告示第 597 号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成18年4月5日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成18年 4月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売りさばき人 氏 名	変 更 事 項	
		新	旧
1	愛媛県自動車販売整備組合 理事長 一色 義治	1 代表者氏名 一色 義治	1 代表者氏名 平松 昇

### ○愛媛県告示第 598 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年 4月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド松山中央店  
松山市中央二丁目59外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ヤマダ電機  
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11  
代表取締役 山田昇
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ヤマダ電機  
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11  
代表取締役 山田昇
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成18年12月6日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
6,017.98平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
347台  
イ 駐輪場の収容台数  
78台  
ウ 荷さばき施設の面積  
422.25平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
150立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後9時30分  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時まで  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口3箇所  
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前9時から午後9時まで

### 2 届出年月日

平成18年 4月5日

### 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次の

とおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第599号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
ラ・ムー西条東予店	西条市周布667-1	夜間における騒音の予測結果が規制基準値を上回る地点において、騒音防止対策を講じること。	生活環境保持の見地からの意見はなし。

○愛媛県告示第600号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（ほ場整備及び暗渠排水事業・明田地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

市営土地改良事業（ほ場整備及び暗渠排水事業・明田地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成18年4月17日から5月17日まで

3 縦覧場所

今治市役所菊間支所

○愛媛県告示第603号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市松瀬川土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・鳥ノ子地区）の施行を平成18年4月4日認可した。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第604号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市北方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上海上地区）の施行を平成18年4月4日認可した。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第601号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（農業用道路整備事業・三瓶南地区）の計画の変更を平成18年4月4日認可した。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市南方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・竹ノ鼻地区）の施行を平成18年4月4日認可した。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第602号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・川東地区）の施行を平成18年4月4日認可した。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市牛淵上井手土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上野地区）の施行を平成18年4月4日認可した。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第607号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市下林上土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・昌林地区）の施行を平成18年4月4日認可した。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第608号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、東温市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・一ヶ谷地区）の施行に平成18年4月4日同意した。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第609号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、大洲市から協議のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・久米地区）の計画の変更に平成18年4月4日同意した。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第610号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所  
今治市玉川町龍岡上字岩門丁434の10、字ヤゲン谷丁435の32
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
放送設備用地とするため

## ○愛媛県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、道路と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び宇和島地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成18年4月14日

## ○愛媛県告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の種類及び道路名  
一般国道378号
- 他の工作物の名称  
農林水産省深浦海岸保全施設
- 兼用工作物の位置  
宇和島市吉田町深浦字ジョノシタ2番耕地491番地先から同字ムカイ1番耕地38番1地先まで
- 兼用工作物の管理を行う者の氏名及び住所  
海岸管理者 宇和島市長 石橋 寛久  
住所 愛媛県宇和島市栄町港二丁目4番14号  
道路管理者 愛媛県知事 加戸 守行  
住所 愛媛県松山市御宝町119番1
- 管理の内容
  - 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）について道路管理者が、当該施設以外の部分については、海岸管理者が行うものとする。
  - 兼用工作物の災害復旧は、次の各号に掲げる者が行うものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる場合においても、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより、海岸管理者又は道路管理者がこれを行うものとする。
    - もっぱら道路専用施設に係る場合 道路管理者
    - もっぱら道路専用施設以外の部分に係る場合 海岸管理者
  - 前2項の規定によるほか、海岸法（昭和31年法律第101号）又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は海岸管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行うものとする。
- 管理の期間  
平成18年4月14日から当該路線を廃止する日又は海岸の公用を廃止する日まで

## ○愛媛県告示第612号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 作業種類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 作業期間 平成18年4月20日から  
平成19年3月23日まで
- 作業地域 県内全域

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	砥部伊予松山線	松山市出合2599番地先から 同市余戸南四丁目2056番1地先まで	旧	メートル 10.0~21.2	キロメートル 0.252	
			新	11.2~28.8	0.252	

○愛媛県告示第 614 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	松山市出合2599番地先から 同市余戸南四丁目2056番1地先まで	平成18年4月14日

○愛媛県告示第 615 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市北梅本町甲739番4から 同町甲740番2まで	平成18年4月14日
"	"	松山市北梅本町甲661番2から 同町甲768番4まで	"

○愛媛県告示第 616 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、松山広域都市計画公園 4・3・4 河野別府公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 617 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、八幡浜都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 618 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号

の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年4月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置  
東温市樋口字前川甲1410番5の一部
- 2 申請人の住所氏名  
松山市大街道3丁目2番地34  
株式会社住宅情報館 代表取締役 二宮 秀生
- 3 図面省略

監 査 公 表

○公表第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年4月14日

愛媛県監査委員 吉 久 宏  
同 壺 内 紘 光

同 玉 井 実 雄  
同 竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
医 療 技 術 大 学 ( 医 療 技 術 短 期 大 学 を 含 む 。 )	平 成 17 年 4 月 21 日
( 監 査 の 結 果 ) 授 業 料 に つ い て は 、 適 期 収 入 に 留 意 す る と と も に 滞 納 繰 越 分 の 整 理 に つ い て も 一 層 の 努 力 が 望 ま れ る 。	
( 措 置 の 内 容 ) 授 業 料 滞 納 者 に つ い て は 、 本 人 及 び 保 証 人 に 対 し 、 電 話 及 び 文 書 等 に よ り 再 三 催 告 を 行 っ た 。 そ の 結 果 、 監 査 日 ( 平 成 17 年 4 月 21 日 ) 現 在 4 件 594,900 円 あ っ た 滞 納 額 の う ち 、 1 件 189,600 円 に つ い て 平 成 17 年 5 月 2 日 に 納 入 が あ っ た 。 し か し な が ら 、 電 話 等 で の 督 促 に も 拘 わ ら ず 、 平 成 18 年 2 月 末 現 在 3 件 405,300 円 が 未 収 と な っ て い る 。 滞 納 繰 越 と な っ て い る 授 業 料 に つ い て は 、 今 後 も 本 人 及 び 保 証 人 に 対 し 継 続 し て 納 入 の 催 告 を 行 い 未 収 の 解 消 に 努 め る こ と と し て い る 。	

○公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年4月14日

愛媛県監査委員 吉 久 宏  
同 壺 内 紘 光  
同 玉 井 実 雄  
同 竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
林 業 政 策 課	平 成 17 年 10 月 17 日
森 林 整 備 課	〃
( 監 査 の 結 果 ) 1 林 業 改 善 資 金 特 別 会 計 に お け る 林 業 改 善 資 金 貸 付 金 償 還 金 に つ い て は 、 適 期 収 入 に 留 意 す る と と も に 滞 納 繰 越 分 の 整 理 に つ い て も 一 層 の 努 力 が 望 ま れ る 。 ( 林 業 政 策 課 ) 2 林 業 改 善 資 金 特 別 会 計 に お け る 違 約 金 ( 貸 付 金 償 還 金 に 伴 う も の ) に つ い て は 、 適 切 な 債 権 管 理 が 望 ま れ る 。 ( 林 業 政 策 課 ) 3 県 有 林 経 営 事 業 特 別 会 計 の 執 行 に つ い て は 、 県 営 林 経 営 改 善 計 画 に 基 づ い た 経 営 改 善 の 取 組 が な さ れ た 結 果 、 単 年 度 の 歳 入 歳 出 差 引 歳 入 不 足 額 は 、 前 年 度 に 比 べ て 減 少 し て い る 。 し か し な が ら 、 歳 入 歳 出 差 引 歳 入 不 足 額 は 、 昭 和 59 年 度 以 降 、 毎 年 度 繰 上 充 用 の 措 置 が 講 じ ら れ 、 平 成 16 年 度 決 算 で は 20 億 円 余 と な っ て お り 、 収 支 の 不 均 衡 が 拡 大 し て い る こ と か ら 、 今 後 と も 健 全 な 経 営 に 向 け て な お 一 層 の 努 力 が 望 ま れ る 。 ( 森 林 整 備 課 )	
( 措 置 の 内 容 ) 1 林 業 改 善 資 金 貸 付 金 償 還 金 に つ い て は 、 年 5 回 の 償 還 期 日 ご と に 請 求 を 行 い 、 そ の ほ と ん ど を 期 限 内 に 収 入 し て い る 。 平 成 17 年 度 に 滞 納 繰 越 と な っ た 5 件 23,663,044 円 の う ち 、 平 成 9 年 度 に 発 生 し た 1 件 16,288,044 円 に つ い て は 、 平 成 13 年 9 月 か ら 定 期 的 に 返 済 が 続 け ら れ 、 平 成 17 年 12 月 末 の 滞 納 繰 越 額 は 15,4	

88,044円となっているが、平成15年度に発生した2件5,820,000円については、解散した法人に資産等がなく、清算人、連帯保証人ともに資産、所得が見当たらないことから、未だ返済に至っていない状況にあり、今後も債務者等と協議を続け、早期収納に努めて参りたい。

また、平成16年度に発生した2件1,555,000円については、債務者の経営悪化により現在のところ返済には至っていないが、平成18年3月末から3回に分けて返済する旨の誓約を得ている。

( 林 業 政 策 課 )

2 貸付金償還金の返済が遅延したことにより生じる違約金については、その額が確定した時点で請求を行い、そのほとんどを期限内に収入している。

しかし、法人の解散による事業の廃止等に伴い期限前償還の請求を行った貸付金償還金に係る違約金については、債務者の資力等を考慮し、貸付金償還金優先による償還を認めているところであり、貸付金償還金償還の都度請求を行っているが、貸付金償還金完済後に改めて督促することとしている。

なお、平成9年度に発生した貸付金償還金の滞納に係る違約金については、請求を行っていないものの、適正に把握しており、元本完済後に請求することとしている。

( 林 業 政 策 課 )

3 県営林の経営については、平成12年2月に策定した県営林経営改善計画「県営林経営の新たな改善方向（H12～76）」に基づき早期財政健全化等に取り組んでいる。

平成17年度においては、昨年度に続き、育林事業への国庫補助事業の積極的な導入により経費負担を軽減させるとともに、森林組合等が実施する「緑の雇用担い手育成対策事業」に係る“研修フィールド”や森林環境税を活用したボランティア活動の拠点となる“森林づくりフィールド”として提供するなど、経費の支出を伴わない県営林の整備にも努めており、今後とも可能な限りの収支改善を行い、健全な経営に向けて鋭意努力をして参りたい。

( 森 林 整 備 課 )

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第8号

技能労務職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年4月14日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

技能労務職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の退職手当に関する規則（昭和32年愛媛県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

「（昭和29年愛媛県条例第3号）」の下に「及び技能労務職員の退職手当に関する規程（昭和32年2月愛媛県訓第203号）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の技能労務職員の退職手当に関する規則の規定は、平成18年4月1日以後に退職する者について適用する。

--	--